

## 第12回教育委員会会議録

1. 日 時 令和5年2月1日(水)  
開会：午後1時28分  
閉会：午後2時38分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合  
委員：吉田和博 委員：下川博大  
委員：江崎正巳
4. 事務局  
教育部長：原口茂雄 教育総務課長：堤好弘  
学校教育課長：坂本啓悟 社会教育課長：永松博幸  
人権・同和教育課長：小林志麻 教育総務課総務担当係長：井手雄香  
教育総務課学校再編担当係長：小野美幸子 主任教育指導主事：石橋功一  
指導主事：福永美智也 指導主事：金子尚文  
学校教育課学事担当係長：山本啓介
5. 書 記  
教育総務課：小野美幸子
6. 傍聴者  
0人
7. 議 題
  - 1 開会のことば
  - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
  - 3 議事

### 非公開議案

- (1) 議案第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
(筑後市立学校設置条例の改正について)  
(全員賛成、原案可決)

非公開議案

- (2) 議案第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
(令和4年度筑後市一般会計補正予算第11号：教育総務課)  
(全員賛成、原案可決)

非公開議案

- (3) 議案第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について  
(令和4年度筑後市一般会計補正予算第11号：学校教育課)  
(全員賛成、原案可決)

(4) 議案第5号 筑後市立図書館条例施行規則の改正について

教育長 議案第5号 筑後市立図書館条例施行規則の改正について説明をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 資料5をご覧くださいと思います。この規則の改正のメインは、電子図書の導入でございます。昨年4月に電子図書を導入しておりますので、本来であれば、そのときに改正をすべきであったことが漏れておりました。後追いの改正になったことをおわびしたいと思います。申し訳ございません。今後このようなことがないように気をつけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

資料の5ページに新旧対照表がございますので、これを使って説明させていただきたいと思います。新旧対照表の右のほうが改正後になります。

まず、第7条からご覧いただきたいと思います。

第7条は、図書館の資料の利用場所に関する決まりです。基本的には「館内の所定の場所で利用すること。」という決まりになっております。電子図書の場合は非来館型サービスといいまして、図書館に来なくても家でもパソコンで見れるということが電子図書の利点でございますので、電子図書に関しましては、この「館内の所定の場所で利用すること。」という規定から除外しております。

次に、第8条です。第8条は利用者に関する定義です。第1号から第3号までございます。

第1号は市内に住んでいるか通勤、通学している人、第2号は広域利用に関する協定を締結している自治体に住んでいる人、具体的には八女市、広川町、大木町になります。第3号は、その他委員会が認める人ということになっております。電子図書に関しましては第1号と第3号に掲げる者とするということで、協定を締結している自治体に住んでいる人というのを除外しております。

それから、第9条は電子書籍に関する貸出冊数の上限制限をここに載せております。

以上の3点が電子書籍の導入に伴う改正で、また5ページに戻っていただきまして、第4条は資料という文言の定義を改めて書いております。

それから、第5条に関しましては、館内整理日と特別整理期間を休館日ということでここにうたっております。

改正の内容については以上でございます。

教育長 図書館条例施行規則の改正についてということで、電子図書の活用に関して変更することでの説明でございました。1年遅れということで大変申し訳ないですが、説明が終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

吉田委員 1つだけいいですか。

教育長 はい、どうぞ。

吉田委員 直接関係ないんですけど、電子図書に関しては、現在どれぐらいの貸出数になっていますか。

社会教育課長 去年12月で120件の貸出しになっております。

吉田委員 ありがとうございます。

教育長 貸出可能な書籍は何点ありますか。

社会教育課長 冊数は1,444冊、今のところあります。

教育長 では、よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

#### (5) 議案第6号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表に係る同意について

教育長 続きまして、議案第6号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表に係る同意についてということで説明をお願いします。主任教育指導主事。

主任教育指導主事 では、説明をいたします。資料6をご覧ください。

1ページお開きいただき、1ページです。全国体力・運動能力、運動習慣等調査の市町村別結果の公表に係る同意について、福岡県教育委員会教育長から照会がっております。

2ページ、別紙1をご覧ください。

本案件は、福岡県の体力向上施策について県民の理解と協力を得るため、市町村名を明らかにした調査結果を公表するものです。公表内容は、市町村ごとに小・中学校それぞれの体力合計点平均値を棒グラフで示すことです。

公表方法として、福岡県教育委員会が作成する令和4年度全国体力・運動能

力、運動習慣等調査報告書に盛り込まれ、福岡県のホームページに掲載されま  
す。

4ページ、資料をご覧ください。

今回、同意の可否を判断していただく対象は、市町村名を明らかにした小・  
中学校それぞれの体力合計点平均値を棒グラフで示すこととなります。4ペー  
ジのような形で載っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ご質問はございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第6号、同意について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

#### 非公開議案

#### (6) 議案第7号 令和5年筑後市立小中学校教諭等及び一般職の人事異動内申 について

(全員賛成、原案可決)

#### 4 協議事項

- (1) 令和5年度教育施策要綱について
- (2) 令和5年度版「子供の学力を高める4提言」について

#### 5 報告事項

- (1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告
  - ①筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）について
  - ②非常勤職員の任用について
- (2) 令和4年度学校訪問指導事項と改善計画報告書について
- (3) 教職員人事評価の結果について

#### 6 その他

- (1) 今後の教育委員会日程について

#### 7 閉会のことば